

令和4年9月22日

仙 台 法 務 局

職員等の新型コロナウイルス感染における公表の取扱いの変更について

当局においては、職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、来庁されたお客様等への感染拡大防止と不安軽減などを目的として、これまで感染情報の公表を行ってきました。

しかしながら、当局では日頃より感染防止対策を徹底しながら業務・運営を行っており、お客様において濃厚接触の疑いが生じる可能性は低いと考えられることから、下記のとおり公表方法を変更することとしましたので、お知らせいたします。

今後も感染拡大の防止に努めてまいりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 感染が判明した都度、感染情報の公表は行いません。
- 2 法務省ホームページに掲載される【全国の法務省職員の感染状況】及び【官署・施設別内訳】により公表します。URLは次のとおり。

https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00095.html

(トップページ > 政策・審議会等 > 新型コロナウイルス感染症関連情報 > 法務省の取組)

- 3 窓口閉鎖や窓口停止等、業務遂行に大きな影響が出る場合や施設等においてクラスターが発生した場合など、お客様に大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、感染事案ごとに公表を行います。

この資料に関する問合せ先

仙台法務局庶務課

電話 022-225-5611 (内線504)